

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	保育所における保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、保育所における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	保育所における保育の実施、措置又は費用の徴収に関する事務(住民関係情報、市民税関係情報、生活保護関係情報等の収集) 【情報連携】 市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。 【子育てワンストップサービス】 市は情報提供等記録開示システム(マイナポータル)によるサービス検索、電子申請機能、お知らせ機能による事務も取り扱う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、住民記録システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援システムファイル、宛名管理システムファイル、口座システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、住民記録システムファイル、申請管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表9の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項、155の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第19条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高山市 こども未来部 こども政策課
②所属長の役職名	高山市 こども未来部 こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市こども未来部こども政策課保育・幼稚園係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話 0577-32-3333

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市こども未来部こども政策課保育・幼稚園係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話 0577-32-3333
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、保育所における保育の実施等に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	高山市業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月12日	I-1.②事務の概要	保育所における保育の実施、措置又は費用の徴収に関する事務(住民関係情報、市民税関係)	保育所における保育の実施、措置又は費用の徴収に関する事務(住民関係情報、市民税関係)	事後	情報提供ネットワークシステム 情報提供等記録開示システム
平成29年12月12日	I-1.③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整	事後	情報提供等記録開示システム (マイナポータル)の運用開始
平成29年12月12日	I-5.②所属長	高山市 福祉部 子育て支援課長 森下澄夫	高山市 福祉部 子育て支援課長 平野善浩	事後	人事異動による
平成29年12月12日	I-7.請求先	高山市福祉部子育て支援課保育園管理グループ	高山市福祉部子育て支援課保育園管理係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	組織編成変更による
平成29年12月12日	I-8.連絡先	高山市福祉部子育て支援課保育園管理グループ	高山市福祉部子育て支援課保育園管理係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	組織編成変更による
平成29年12月12日	II-1.いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年12月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成29年12月12日	II-2.いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年12月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	II-1.いつの時点の計数か	平成29年12月12日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	II-2.いつの時点の計数か	平成29年12月12日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IVリスク対策			事後	H31.1.1様式改正によるもの。 (新規追加項目)
令和2年1月28日	II-1.いつの時点の計数か	平成31年1月4日 時点	令和2年1月14日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	II-2.いつの時点の計数か	平成31年1月4日 時点	令和2年1月14日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月1日	II-1.いつの時点の計数か	令和2年1月14日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月1日	II-2.いつの時点の計数か	令和2年1月14日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	II-1.いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	II-2.いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	I-4.②法律上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月27日	I-1.③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月27日	I-2.特定個人情報ファイル名	子ども・子育て支援システムファイル、宛名管理システムファイル、口座システムファイル、収納	子ども・子育て支援システムファイル、宛名管理システムファイル、口座システムファイル、収納	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月27日	II-1.いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月27日	II-2.いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月22日	II-1.いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月22日	II-2.いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	I-4.②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	I-5.①部署	高山市 福祉部 子育て支援課	高山市 こども未来部 こども政策課	事後	組織編成変更による
令和6年9月20日	I-5.②所属長の役職名	高山市 福祉部 子育て支援課長	高山市 こども未来部 こども政策課長	事後	組織編成変更による
令和6年9月20日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	高山市福祉部子育て支援課保育園管理係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	高山市こども未来部こども政策課保育・幼稚園係	事後	組織編成変更による
令和6年9月20日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	高山市福祉部子育て支援課保育園管理係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	高山市こども未来部こども政策課保育・幼稚園係	事後	組織編成変更による
令和6年9月20日	II-2.いつの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年9月20日 時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和7年2月25日	II-1.いつの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和7年2月25日	II-2.いつの時点の計数か	令和6年9月20日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和7年2月25日	IV-8.人手を介在させる作業			事後	R6.10.1様式改正によるもの (新規追加項目)
令和7年2月25日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	R6.10.1様式改正によるもの (新規追加項目)